

春日部市自動体外式除細動器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日部市において貸出用に配備した自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、人命救助の思想を普及促進し、心室細動による心肺停止者の命を守ることを目的とする。

(貸出用AEDの配置)

第2条 貸出用AEDは、健康保険部健康課、春日部市保健センター及び消防本部警防課に配置する。

(貸出対象)

第3条 AEDは、次の各号のいずれかに該当するときに貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても、使用場所は原則として春日部市内とする。

- (1) 春日部市又は自治会等が主催、共催、後援又は協賛する行事に使用するとき。
- (2) 市民が主催する営利を目的としない行事に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(貸出要件)

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、医師、看護師、救急救命士又は消防機関等が実施するAEDの使用に関する救命講習を修了した者を前条各号に規定する行事等の期間を通じて会場に配置しなければならない。

(貸出申込み)

第5条 申込者は、貸出しを受けようとする日の3月前から1週間前までに、AED貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、申込書が提出された場合は、これを審査し、適当と認められるときは、AED貸出証（様式第2号）を当該申込者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、貸出条件を付することができる。

2 前項の規定によりAEDの貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、健康保険部健康課、春日部市保健センター又は消防本部警防課において、AEDの引渡しを受けるものとする。

(貸出期間)

第7条 AEDの貸出期間は、原則として、第3条各号に掲げる行事等が開催される期間と

し、貸出日を含め最長7日とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出中の管理)

第8条 使用者は、AEDを常に良好な状態で保管することに努め、AED貸出証の留意事項を遵守しなければならない。

2 使用者は、AEDを目的以外に使用し、又は他に転貸し、譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

3 市長は、使用者が前2項の規定に違反したときは、貸出しの承認を取り消すものとする。

(費用)

第9条 AEDの貸出費用は、無償とする。

(使用報告)

第10条 使用者は、AEDを使用した場合は、AEDを返却する際に、AED使用報告書(様式第3号)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(事故報告)

第11条 使用者は、AEDを紛失し、又は破損等をさせた場合には、AED事故報告書(様式第4号)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失によりAEDを紛失し、又は破損等させたときは、現物又は相当と認める額をもって賠償しなければならない。

(返却)

第13条 使用者は、AEDの借用が終了した場合又は借用の必要が無くなった場合は、速やかに返却しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

(春日部市自動対外式除細動器貸出要綱の廃止)

2 春日部市自動対外式除細動器貸出要綱(平成26年7月10日制定)は、廃止する。